

8月から被保険者証が切り替わります！

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和2年 7月31日
交付年月日	令和元年 8月 1日
被保険者番号	12345678
住所	恩納村字恩納2451番地
氏名	後期 太郎 男
生年月日	昭和50年 7月 5日
資格取得年月日	昭和20年 4月 1日
有効期日	昭和20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3947311 沖縄県後期高齢者医療広域連合

有効期限が**令和2年7月31日**となります



新しい被保険者証は、7月下旬までに福祉健康課から郵送または窓口で交付します。

被保険者証が届いたら、住所・氏名・一部負担金の割合を確認してください。

○**保険料を滞納している方**は、令和元年7月31日までに福祉健康課国保係窓口で保険料納付と被保険者証の切り替えをお願いします。

※被保険者証の色（ピンク）の変更はありません。

～住民税非課税世帯の皆さま～

限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）の交付申請ができます。

住民税非課税世帯に該当される方は、減額認定証を被保険者証に添えて医療機関の窓口で提示することにより、一部負担金限度額の適用及び入院時の食事代が減額することが出来ます。被保険者証と印鑑をご持参のうえ、福祉健康課窓口にて申請を行ってください。

- 過去に申請を行ったことのある方
- 今年度も引き続き住民税非課税世帯の場合、被保険者証と一緒に郵送します。
- 長期入院されている方
- 「区分Ⅱ」の減額認定証をお持ちの方で、過去1年間に90日を超える入院をされている場合、入院日数の確認できる領収証等を持参されて申請すると、食事代がさらに減額します。

現役並み所得の皆さま～

限度額適用認定証の交付申請ができます。

現役並み区分Ⅰ・Ⅱに該当する方は、医療機関窓口での支払いを自己負担限度額までとするためには「限度額適用認定証」の交付を受けることが必要となります。被保険者証と印鑑をご持参のうえ、福祉健康課窓口にて申請を行ってください。

お問い合わせ
福祉健康課 国保係
☎966-1207

消費税増税に伴う低所得者向けの介護保険料軽減について

平成27年度から第1段階の低所得者向けに公費を投じて介護保険料の軽減措置が行われておりましたが、令和元年10月に予定されている消費税の引き上げに伴い、軽減幅が変わることになります。第1段階を更に軽減するほか、第2、第3段階にも公費を投じ、介護保険料の軽減を行うこととなります。

	年間保険料	保険料率
第1段階	40,843円	0.45
第2段階	68,073円	0.75
第3段階	68,073円	0.75



	年間保険料	保険料率
第1段階	34,037円	0.375
第2段階	56,728円	0.625
第3段階	65,804円	0.725

お問い合わせ 福祉健康課 高齢者福祉係 ☎966-1207